

第9回生活衛生関係営業の振興に関する検討会	
平成23年9月15日	参考資料7

中間指針に関するQ&A集 (抜粋)

中間指針に関するQ & A集 目次

<総論>

①全般

問 1. 中間指針の位置付けと内容について

問 2. 損害賠償請求をするのに期限（時効）はあるのか。

問 3. 損害賠償金に課税はなされるのか。また、なされるとして、それはどの時点
でなされるのか（賠償金受取時、確定時など）。

問 4. 中間指針で対象とされていない損害は賠償対象とならないのか。

問 5. 中間指針までに示されなかった損害等については、今後も検討対象となるの
か。

②支払手続

問 6. 損害賠償金はいつ払われるのか。仮払いのスケジュール如何。

問 7. 損害賠償金をもらうためにはどうすればよいか。

（関連問 1.） 損害賠償請求に関する相談をしたい場合、どこにすればよいのか。

（関連問 2.） 団体や市町村等を経由せずに、1個人あるいは1法人として東京電
力株式会社に請求する場合、その手續はどうなるのか。

問 8. 賠償金の支払手続に備えて、どのような資料を用意すればよいか。

問 9. 損害賠償金の額はどのように決まるのか。

問 10. 請求額の1／2の仮払いを受けたが、最終的な賠償金額の確定と精算はい
つ行われるのか。

問 11. 東京電力が全てを賠償できなかつた場合、国は東京電力に代わって賠償す
るのか。

問 12. 仲介組織はいつできるのか。仲介の申込みにはどのような資料が必要なの
か。

問13. 仲介組織を経由せずに裁判することは可能か。また、仲介の内容が不満であれば裁判することはできるのか。

問14. 団体が損害賠償請求のとりまとめに要した事務費は賠償対象となるのか。

<避難住民の方向け>

①対象区域

問15. 警戒区域の住民は、一時立入においてビニール袋一袋分の荷物しか持ち出せないなど、計画的避難区域の住民等と比較してより大きな不利益を被っており、賠償内容に差を設けるべきではないか。

問16. 警戒区域内でも、3km圏内の住民は一時立入の対象外とされているなど、それ以外の住民と比較してより厳しい状況に置かれており、何らかの追加的な賠償を行うべきではないか。

問17. (6)の「地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域」とは具体的にはどこを指すのか。

問18. (4)(緊急時避難準備区域)の住民と(6)(地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域)とで、賠償対象となる損害の範囲や始期・終期等に差がある場合には、その内容と根拠如何。

②避難等対象者

問19. [避難等対象者]について、平成23年6月20日以降に緊急時避難準備区域から同区域外に避難を開始した者を子供、妊婦等に限っているのは何故か。

③検査費用（人）

問20. ここでいう検査費用には、自治体等が実施する健康診断を受けた場合も含まれるのか。

問21. 避難等対象者以外で、避難指示等区域内で復旧作業等を行った者などが自ら健康診断を受けた場合は、賠償の対象となるのか。

④避難費用

問22. 避難指示等がなかった区域から避難した住民の避難費用などは賠償の対象とならないのか。

問23. 避難指示等を受ける前に自主的に避難を行った場合でも賠償を受けられるのか。

問24. 避難中に宿泊したホテル等の宿泊費は支払われるのか。いくらまで支払われるのか。

問25. 自治体が提供する避難先ではなく、アパート等を自ら探して避難した場合にも、賠償してもらえるのか。

問26. 県が実施する、自主的にアパート等を借りた避難者に対する支援措置の対象とならない者（家賃6万円以上の物件に入居した者等）の家賃は、賠償の対象となるのか。

問27. 屋内退避が解除されたが、都合により避難先に当分の間留まることにしたい。この場合、宿泊費等の避難費用は賠償の対象となるのか。

問28. 応急仮設住宅での光熱水道費は避難費用として賠償の対象とならないのか。

問29. 「生活費の增加分」として加算される賠償額はいくらか。

問30. 避難費用に関して、領収書を保存していないが、損害賠償額はどのように算定されるのか。

問31. 避難費用が、避難指示等の解除から相当期間経過後には賠償対象ではなくなるのは何故か。

問32. 相当期間経過後も賠償が認められる「特段の事情がある場合」とは、具体的にどのような場合を想定しているのか。

問33. 屋内退避区域の解除後、緊急時避難準備区域に設定されなかった区域及び南相馬市における相当期間を平成23年7月末（一部8月末）までとした根拠は何か。

問34. 南相馬市の例を踏まえると、緊急時避難準備区域等の他の区域における避難指示等解除後の「相当期間」とは、実際には何ヶ月程度になるのか。

⑤一時立入

問35. 一時立入の際に遠方から飛行機で駆けつけ、前泊/後泊をした場合の費用は賠償の対象となるのか。また、一時立入でペットの移動費用や自家用車の移動費用は賠償の対象となるのか。

問36. 一時立入の際の費用として交通費、宿泊費に加えて、人件費相当分（一時

立入により、就労できなかつたことによる給料減少分等)は賠償の対象にならないのか。

問37. 車を警戒区域内から持ち帰った場合、放射線で汚染されて毀損した価値は賠償されるのか。

問38. 警戒区域以外にある避難指示等区域内の自宅に一時帰宅した際に要した交通費、宿泊費等は賠償の対象となるのか。

⑥生命・身体的損害

問39. ここでいう「精神的障害」には、PTSDやうつ病も含まれるのか。

⑦精神的損害

(a) 対象

問40. 精神的損害として、一人月額12万円が目安とされる「避難所等」には、具体的にどこが含まれているのか。

問41. 緊急時避難準備区域で避難をしていない住民も多大な精神的苦痛を被っており、避難した住民との公平性の観点からも、かかる精神的苦痛について賠償の対象とすべきではないか。

問42. 緊急時避難準備区域に指定されたが、特定避難勧奨地点にも新たに指定された。今回、特定避難勧奨地点に設定されたために避難した場合、賠償の対象となるのか。

問43. 特定避難勧奨地点は計画的避難区域と比べて放射線量に有意な差はなく、同地点の残留者も賠償の対象とすべきではないか。

問44. 避難までの間、飯館村等の住民は高い線量の放射線を浴び、健康が心配。このような健康不安については賠償対象となるのか。

問45. 精神的損害の算定にあたっては、避難等を余儀なくされたことに伴い、趣味や娯楽等ができなくなったことによる精神的苦痛も考慮されるのか。

問46. 避難によって家族同然のペットと別れることを余儀なくされたことに伴う、精神的苦痛は賠償の対象となるのか。

問47. 子供を持つ家庭は放射線の影響を特に心配しており精神的苦痛は甚大だが、賠償の対象となるのか。

問48. 高い放射線量が検出された学校の校庭では、児童・生徒は運動制限等のストレスがたまるが、精神的苦痛として考慮されるのか。

(関連問.) 高い放射線量が検出された学校の校庭は避難指示等区域外の地域にも多く見られるが、この場合の精神的苦痛も賠償対象になるのか。

問49. 原発作業員等の本件事故の復旧作業等を行った者についても、相当量の放射線に被曝した場合の精神的苦痛は賠償対象になるのか。

問50. 今回の中間指針で対象となっていない精神的苦痛は慰謝料支払の対象とはならないのか。

(b) 額・期間

問51. 交通事故の場合には時間の経過とともに傷が癒えていくが、今回の事故による避難の場合には帰れない日が延びるほど苦痛が増していくので、時間の経過によって損害額が半減するのはおかしいのではないか。

問52. 精神的損害額の算定のうち、避難所のみ金額が加算されているのはなぜか。過酷な生活を送ったのは、どこに避難していても同じではないか。

問53. 慰謝料を日割りで請求することはできるのか。

(関連問.) 屋内退避に伴う慰謝料も日割りで請求できるのか。

問54. 現在避難をしていないが、これから避難をしても慰謝料は支払われるのか。

問55. 特定避難勧奨地点から避難した住民に係る精神的損害の起算点はいつか。

問56. 第3期の期間は、最長でどのくらいが想定されるか。

問57. 精神的損害の終期（第3期の期間）は、具体的にいつ頃示される予定なのか。

⑧就労不能等に伴う損害

問58. 家内労働者など、個人事業主等であって、委託等により他者の事業に従属する者の減収分については、就労不能等に伴う損害の対象ではなく、営業損害の対象となると考えてよいか。

問 5 9. 就労不能等に伴う損害の期間は、最長でどのくらいが想定されるか。

問 6 0. 就労不能等に伴う損害の終期は、今後具体的にいつ決められるのか。

問 6 1. どの程度の就労であれば「特別の努力」を行ったことになるのか。

(関連問.) 自警団で勤務したことは「特別の努力」に当たるのか。

問 6 2. もし、就労により収入を得ても休業損害に係る賠償金から控除されるのなら、働いても働かなくても得られるお金は同じで、働かない方が良いのではないか。

⑨財物価値の喪失又は減少等

問 6 3. 代替性がない財物として、住宅や宅地は含まれるのか。

問 6 4. 減価償却が終わった資産について、簿価を基準に財物の価値を算出することは認められるのか。

問 6 5. 避難している間に自宅が窃盗に遭った場合の被害は賠償の対象になるのか。

問 6 6. 避難指示等区域内の設備・器具・土地・建物等が被曝したことによる価値の喪失又は減少や除染費用等は賠償の範囲か。

問 6 7. 避難指示等区域内の建設現場における足場、重機等の設備・器具等が被曝したことによる事業（建築等）のやり直しに必要な追加費用は賠償の範囲か。

問 6 8. 避難指示等区域外の土地について、財物価値の喪失又は減少や除染費用等の損害は賠償の対象となるのか。

問 6 9. 避難指示等区域外で、自主的に避難した賃借人の未収賃料は賠償の範囲か。

<企業等事業者の方向け>

①営業損害

問 7 0. 「売上高」を「収益」に、「売上原価」を「費用」にそれぞれ変更したことにより、具体的に何がどのように変わったのか。

問 7 1. 実際に発生している損害だけでなく、将来の逸失利益についても損害賠償金の額に算定されるべきではないか。また、逸失利益は何を基準に算定するのか。

問 7 2. 営業利益が出ておらず赤字経営の場合、賠償の対象とならないのか。

問 7 3. 避難指示等区域内で実施中の事業（建築等）について、途中で避難したことによって完成時期が遅れ、予定よりも収益事業の開始が遅れたことによる減収分は賠償の範囲か。

（関連問.）避難指示等区域内で実施中の事業（建築等）について、本件事故を理由に施主より解約された場合の仕掛け金はどうなるのか。

問 7 4. 避難指示等区域内で実施中の事業（建築等）について、途中で避難したことによって工事が中断し、その間機材のリース料金や火災保険料がかかり続いている。この追加費用は賠償の範囲か。

問 7 5. リース契約をしていた避難指示等区域内の設備・器具等が被曝したことによって買い取ることになった場合の費用は賠償の範囲か。

問 7 6. リース事業者においては、何が賠償対象となるのか。

問 7 7. 事故により、やむなく金融機関からの融資を受けた場合、それにかかった金利は賠償の対象となるのか。

問 7 8. 預金取扱金融機関においては、何が賠償対象となるのか。

問 7 9. 避難指示等区域内で休業せざるを得ないことによる区域内の企業等の収益減、その間に支払った給与は賠償の範囲か。

問 8 0. 避難指示等区域内から区域外に営業拠点を移転して経営を継続させるための区域内の企業等の移転費用及び追加的費用は賠償の範囲か。

問 8 1. 避難指示等区域内から区域外に営業拠点を移転し、又は転業した場合には、どのような範囲の投資費用（土地・建物・機械等の固定資産の取得）が賠償の対象となるのか。

問 8 2. 避難指示等区域内の企業等が区域外に移転した際、新たな資材調達先等を構築するために必要となる費用は賠償の範囲か。

問 8 3. 避難指示等区域外の企業等が区域内に重機や車両等を置き去りにしてきたために他の事業に生じた収益減は賠償の範囲か。

- 問 8 4. 避難指示等区域内の従業員等が避難したことによって経営体制が保てなくなった区域外の企業等の収益減は賠償の範囲か。
- 問 8 5. 避難指示等区域外にあるホテル・旅館や医療機関・社会福祉施設等が避難者を受け入れたことにより生じた減収分及び追加的費用に係る損害については、賠償の対象となるのか。
- 問 8 6. 営業損害の終期は、最長でどのくらいが想定されるか。
- 問 8 7. 営業損害の終期は、今後具体的にいつ決められるのか。
- 問 8 8. 営業損害の終期に関して、どういったものであれば「特別の努力」を行つたことになるのか。
- 問 8 9. 避難指示等区域内で休業せざるを得ないことによって運転資金がなくなり、廃業となった場合の操業再開に係る費用は賠償の範囲か。
- 問 9 0. 避難指示等区域内で事業を営んでいたが、避難指示等により事業に支障が生じ、倒産・廃業せざるを得なくなった場合、賠償の対象となる金額はどのようなものとなるのか。また、廃業した際の保有している資産の評価はどのように算定されるのか。
- 問 9 1. 倒産・廃業した場合に賠償される逸失利益の「一定期間」とは、具体的にどれくらいの期間なのか。
- 問 9 2. 移転・転業した場合に賠償される逸失利益の「一定期間」とは、具体的にどれくらいの期間なのか。
- 問 9 3. 倒産・廃業時にどの程度の努力を行えば「特別の努力」を講じたことになるのか。
- 問 9 4. 企業等が津波で多大な被害を受けている場合には、避難指示等区域内であっても賠償されないのか。
- 問 9 5. 津波で被害を受けた避難指示等区域内の設備等について復旧作業ができず、営業ができないことによる区域外の企業等の収益減は賠償の範囲か。
- 問 9 6. 避難指示等区域内で営業ができなかった（バス、タクシー等）ことによる区域外に営業拠点のある企業等の収益減は賠償の範囲か。

問97. 避難指示等区域内を通常の移動経路としていた運送会社等が同区域を迂回するための費用増加分は賠償の範囲か。

問98. 避難指示等区域内に居住していた従業員が避難したため、同区域外の事業者が負担した通勤費の増加分に係る費用・借上げ住居費用は賠償の範囲か（避難場所からの移動手段として補助のために企業等が手当したバス等の費用は損害賠償の範囲か）。

問99. 屋内退避区域内にある事業所が自主的に従業員を休ませたため、営業できなかったことによる収益減は賠償の範囲か。

②航行危険区域等・飛行禁止区域の設定に係る損害

問100. 航行危険区域等の設定により、操業できなかつた漁業者等の収益減は賠償の範囲か。

問101. 航行危険区域等内及び飛行禁止区域内を通常の航路及び空路としていた運送会社等が同区域を迂回する費用増加分は賠償の範囲か。

③その他の政府指示等に係る損害

問102. その他の政府指示等のうち、水に係る摂取制限指導及び放射性物質検査の指導については、具体的にどういう内容であるか。また、賠償の対象となる損害の内容は、具体的にどういうものであるか。

問103. 水道水の摂取制限に伴う風評等により、消費者が水道水の飲用を控え、ペットボトル水等を購入した場合の費用については、賠償の対象となるのか。

問104. その他の政府指示等のうち、放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する指導については、具体的にどういう内容であるか。また、賠償の対象となる損害の内容は、具体的にどういうものであるか。

問105. その他の政府指示等により、同指示等の対象事業者が避難指示等区域外において講じた措置等により発生した追加的費用等は賠償の対象となるのか。

問106. 避難指示等区域ではなくても、子供に対する放射線の影響が心配。独自に校庭の土壌を撤去したが、その費用は賠償対象となるのか。

④いわゆる風評被害

問107. 観光業における風評被害の損害額は、どのように算定するのか。

問 108. 観光業の風評被害が福島県、茨城県、栃木県、群馬県にしか認められなかつた理由は何か。

問 109. 「観光業の活用する観光資源の特徴等の個別具体的な事情」とは何か。
具体例は。

問 110. 外国人観光客について、事故発生後に新規予約が減少した部分が入らない理由は何か。

問 111. 外国人観光客について、既存予約分も、平成23年5月末までのものしか認められない理由は何か。

問 112. 福島県内の避難指示等区域外への資材の運搬を配達業者が拒否したため、引取りのために同県外に出向いた費用は賠償の範囲か。

問 113. 避難指示等区域周辺での物流が忌避され、物資の調達が遅れたために生じた事業者の収益減は賠償の範囲か。

問 114. 避難指示等区域外における不動産取引等について、本件事故を理由とした契約の解約やキャンセル、当初予定価格よりも減額して行った契約については賠償の範囲か。

問 115. 製造・販売を行う物品又は提供するサービス等、あるいはサービス等を提供する事業者の来訪拒否による風評被害が福島県のみしか認められなかつた理由は何か。

問 116. 外国人労働者等が帰国したことによって生じた避難指示等区域外の企業等の収益減は賠償の範囲か。

問 117. 外国人技術者等の来日拒否によって、国外に持ち出して作業を行わざるを得ない場合の費用は賠償の範囲か。

問 118. 福島県以外に外国人技術者等が来訪する類型について、事故発生後に新規契約が減少した部分が入らない理由は何か。

問 119. 福島県以外に外国人技術者等が来訪する類型について、既存予約分も、平成23年5月末までのものしか認められない理由は何か。

(関連問.) 我が国に来てどのくらい経過した段階で「海外に在住する外国人」ではなくなるのか。

問120. 外国船舶の寄港拒否により生じたコスト増や減収についてはどの範囲で賠償の対象となるか。(外航、商社、港湾管理者等)

問121. 輸出に係る被害については、どのような品目についてどのような損害が賠償の対象となるのか。(商品等の放射線量検査等の費用、風評被害による輸出減少に係る損害及び輸出減少に係る運送事業者等の間接被害 等)

問122. 仮に既に輸出等をしていなかった場合においても、例えば継続的に取引していたような取引先との新規契約ができないことで営業に支障が出ている場合には、風評被害を認めるべきではないか。

⑤いわゆる間接被害

問123. 避難指示等区域外に営業拠点を置いている事業者について、避難指示等区域の住民が避難し、商圈を喪失したことにより生じた減収等の損害は賠償の対象となるのか。

問124. 避難指示等区域内の企業等が休業していることによる区域外の取引先企業等での収益減、新規調達先を獲得する費用は賠償の範囲か。

問125. いわゆる間接被害における代替性の有無は、具体的にどのように判断すればよいのか。

⑥検査費用（物）

問126. 避難指示等区域外で企業等が行う、取引先から要求された商品等（農林水産物及び食品を除く。）の放射線量検査（機器の購入を含む。）、安全証明の取得費用は賠償の範囲か。

<農林漁業・食品産業の方向け>

①避難等の指示関係

問127. 避難指示等により事業に支障が生じ、倒産・廃業せざるを得なくなった。この場合、賠償の対象となる金額はどのようなものとなるのか。また、農林漁業者に「特別な考慮をする」とは、具体的にどのようなことか。

問128. 避難指示等区域内の農地の除染費用が非常に高額になり、農地自体の時価を上回る場合も、除染費用は全額賠償されるのか。

②出荷制限等関係

問 139. 出荷制限指示等の対象品目であるが、事故発生時以前又は出荷制限指示以前に仕入れたものに係る減収分及び追加的費用は賠償の対象となるのか。

問 140. 自家消費用に栽培していた農林産物が、摂取制限指示により食べられなくなつたが、賠償の対象となるのか。問 141. 県の出荷自粛要請により放射性物質に汚染された稻わらや当該稻わらを給与した肉牛の出荷を自粛した場合の減収分は賠償の対象となるのか。

問 142. 「政府等による農林水産物等の出荷制限指示等」には、肥料、土壤改良資材、培土、飼料等の施用、使用、生産、流通等に係る政府等の指示等も含まれるのか。

問 143. 堆肥等の生産・流通等の自粛要請を受けた畜産農家や堆肥の流通業者に生じる減収や追加的費用については、賠償の対象となるのか。

③いわゆる風評被害

問 144. 農林水産物の風評被害について、原則として賠償すべき損害と認められる品目・地域について、今回新たに追加された理由如何。

問 145. 原則として賠償すべき損害の類型の対象となっていない地域において生じた風評被害については、賠償の対象とならないのか。

問 146. 農林漁業者やその組織する団体（農協や漁協等）が風評被害が原則賠償対象となっている農林水産物を加工していた場合、当該加工品について生じた風評被害も賠償の対象となるのか。

問 147. 農林水産物について風評被害として原則賠償対象と認められている県内において、当該品目を扱う観光農園、遊漁事業、潮干狩り事業等について生じた売上の減少についても賠償の対象となるのか。

問 148. 暫定規制値を上回るセシウムが検出された牛肉が流通したことにより、各地で牛肉の価格が低下しているが、原則として賠償の対象となる地域以外の地域で発生した買い控え等による被害については対象とならないのか。

問 149. 中間指針第7の2のI)において示された農林水産物・食品の風評被害に関する類型には、輸出分に関して生じた損害も含まれるのか。

問140. 農林水産物の検査費用については、どのような範囲で賠償の対象となるのか。

問141. 輸入船舶の寄港拒否により、輸入商社等に生じた転送コストや海上運賃等の追加的費用は賠償の対象となるか。

④いわゆる間接被害

問142. 避難指示等により代替可能な原材料の調達に支障が生じた食品事業者の場合、調達までの間に生じた減収や、代替品調達のための費用等の追加的費用は賠償の対象となるのか。

<自治体関係者向け>

問143. 避難を余儀なくされた市町村の移転費用や住民避難に要した経費、県外等に避難した住民への行政サービス提供のための追加的経費、がれき処理、火葬場作業等の人件費等については、賠償の対象となるのか。

問144. 避難指示等区域外でも比較的放射線量が高い地域において、市町村独自で放射線モニタリングや住民の健康調査を行う経費は賠償の対象となるのか。

問145. 自治体が運営・管理している公共施設・公有財産についても、風評被害による売上減は賠償対象になるのか。

問146. 避難等に伴い住民の県外移住・定着により、被災市町村での人口が減少した場合、住民税の減少は賠償対象になるのか。

<その他>

問147. 国からの補助金を受けて原発事故からの復興に取り組んでいるが、もらっている補助金の額が損害賠償金から控除されてしまうのか。

問148. 勤務先が避難指示等に伴い休業し、現在雇用保険法の特例措置で失業等給付を受給している。この場合、東京電力から支払われる就業不能等に伴う損害賠償金の額から、当該給付額は控除されてしまうのか。

問149. 警戒区域内に居住していた自営業者の63才の夫が避難先で死亡し、子が一人いるため、国民年金法に基づく遺族基礎年金（これまで支給を受けた額300万円+支給が確定した額25万円）と生命保険契約に基づく生命保険金（3,000万円）の両者を受給した。併せて、日本赤十字社より、義援金200万円を受け取った。東京電力には逸失利益として3,000万円の請求を行うことを考えているが、仮に全額が認められたとして、この中からどれだけの金額が控除

される可能性があるのか。

問150. 中間指針において明示されていない給付金等については、損害額から控除すべきかすべきでないか、どのように判断されるのか。

問151. 東電が損害賠償金を支払う際に控除することができる「既に被害者に支払われた、あるいはそれと同視し得る程度にその存続及び履行が確実である」ということができる場合」とは、具体的にはどのような場合か。

＜総論＞

①全般

問 1. 中間指針の位置付けと内容について

(答)

1. 今般決定された中間指針は、これまでに策定された第一次指針及び第二次指針（追補を含む。）で既に決定・公表した内容にその後の検討を加え、賠償すべき損害と認められる原子力損害の当面の全体像を示したものです。
2. 中間指針では、新たに特定避難勧奨地点からの避難費用等、食品産業、製造業等を含む全産業における風評被害及び第一次被害者の取引先に生じた営業損害（いわゆる間接被害）などの損害類型が追加され、全体としては次のような損害類型が対象とされています。

①政府による避難等の指示等に係る損害

検査費用（人）、避難費用、一時立入費用、帰宅費用、生命・身体的損害、精神的損害、営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）、財物価値の喪失又は減少等

②政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害

営業損害、就労不能等に伴う損害

③政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害

営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）

④その他の政府指示等に係る損害について

営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）

⑤いわゆる風評被害

営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）

（分野）農林漁業・食品産業、観光業、製造業、サービス業等、輸出

⑥いわゆる間接被害

営業損害、就労不能等に伴う損害

- ⑦放射線被曝による損害
- ⑧被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整
- ⑨地方公共団体等の財産的損害等

3. なお、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて認められることがあるとされています。また、こうした損害については、今後、事故の収束等の状況の変化に伴い、必要に応じて改めて検討することとされています。

問2. 損害賠償請求をするのに期限（時効）はあるのか。

（答）

1. 不法行為による民法上の損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った日から3年で消滅時効が完成し、あるいは、不法行為の時から20年を経過したときに除斥期間により消滅するのが原則とされています。
2. 20年の起算点となる不法行為の時とは、基本的に、本件事故の日（平成23年3月11日）です。但し、放射線曝による晩発性障害など、その損害の性質上、事故からかなりの期間を経て損害が発生する場合等については、本件事故ではなく、現実に損害が発生した時点を除斥期間の起算点とすることも考えられます。

（参考1）民法

（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

（参考2）最高裁平成18年6月16日第二小法廷判決

「民法724条後段所定の除斥期間の起算点は、『不法行為の時』と規定されており、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時がその起算点となると考えられる。しかし、身体に蓄積する物質が原因で人の健康が害されることによる損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる疾病による損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである」

問3. 損害賠償金に課税はなされるのか。また、なされるとして、それはどの時点でなされるのか（賠償金受取時、確定時など）。

(答)

1. 損害賠償金については、賠償される損害の内容や賠償額が確定した際に、その損害の内容に応じて課税の内容が判断されます。
2. 一般的には、個人の方が受け取る精神的損害など心身の損害に係る賠償金や家事用資産の損害に係る賠償金は非課税となります。一方、給料や自営業者の収益等のように通常課税されるものに対する賠償金については、事業所得などの収入に算入することになります。

(注) 損害賠償金が収入に算入される場合であっても、減価償却費などの必要経費を控除して所得が発生しなければ、課税関係は生じません。

また、給与等の減収分に対するものは、一時所得として取り扱われますので、給与所得として課税されるよりも税負担が軽減されることになります。

3. なお、支払われる損害賠償金の額は、被害者の皆様の得られるべき手取り額が、事故がなかった場合と同様となるよう、税引き前のものとなっています。
4. ご不明な点は、お近くの税務署にお問い合わせください。

(参考) 所得税に関する基本的な考え方（税務当局）
【非課税と考えられる損害賠償金】

避難費用、一時立入費用、帰宅費用、検査費用（人）、検査費用（物（家事用資産））、生命・身体的損害、精神的損害、財物価値の喪失又は減少等（棚卸資産以外）

【収入に算入することとなると考えられる損害賠償金】

営業損害、就労不能等に伴う給与等の減少、検査費用（物（業務用資産））、財物価値の喪失又は減少等（棚卸資産）

問4. 中間指針で対象とされていない損害は賠償対象とならないのか。

(答)

1. 中間指針は、事故が収束せず被害の拡大が見られる状況の下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものです。
2. このため、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて認められることがあるとされています。

問5. 中間指針までに示されなかった損害等については、今後も検討対象となるのか。

(答)

1. 中間指針は、本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況の下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものです。
2. このため、中間指針までに示されなかった損害等についても、今後、本件事故の収束、避難区域等の見直し等の状況の変化に伴い、必要に応じて改めて検討することとされています。

②支払手続

問6. 損害賠償金はいつ払われるのか。仮払いのスケジュール如何。

(答)

1. 仮払いに関しては、現在、東京電力株式会社が「仮払補償金」の支払を着実に進めていると認識しています。
2. その上で、政府としては、東京電力株式会社に対し、今回の原子力損害賠償支機構法の成立を受けて、中間指針も踏まえながら、速やかに本格的な賠償に移行するよう促していく予定です。
3. なお、東京電力株式会社は、中間指針の決定を受け、9月中に請求の受付を開始し、10月中の支払開始を目指していくとしています。

問7. 損害賠償金をもらうためにはどうすればよいか。

(答)

1. 今回の事故による損害については、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、原子力事業者である東京電力株式会社が賠償することになり、被害を受けた方は、東京電力株式会社に対して損害賠償請求を行うことが必要です。
2. このため、東京電力株式会社は、「福島原子力補償相談室」を設置し、損害賠償の請求を受け付けています。加えて、農協、漁協等の生産者団体（地方公共団体も協力）や中小企業団体でも、損害賠償請求の取りまとめが行われています。
3. 国としては、指針を踏まえた速やかな賠償が実現されるため、県・市町村や関係団体と連携しながら、被害者を支援します。また、東京電力株式会社が損害を賠償するために必要な援助を行います。

(参考1) 東京電力株式会社の福島原子力補償相談室
電話番号 0120-926-404
受付時間 9:00～21:00

(参考2) 福島県 原子力損害対策協議会
○福島県内において、原子力損害を受けた関係者及び関係地方自治体等相互の連絡調整を図るために設けられた会議。
○各種団体、関係市町村、福島県等の36団体等が参加。

(関連問 1.) 損害賠償請求に関する相談をしたい場合、どこにすればよいのか。

(答)

1. 東京電力株式会社では「福島原子力補償相談室」を設置し、損害賠償の請求を受け付けていますので、請求にかかる具体的な手続等は、以下の連絡先にお問い合わせ下さい。
2. また、国としては、「原子力損害賠償紛争解決センター」を設置し、9月1日から仲介の申立ての受付を行うので、そちらにお問い合わせを頂くことも可能です。

(注) なお、今後設立予定の「原子力損害賠償支援機構」が東京電力株式会社に資金援助を行った場合には、同機構又は同機構から委託を受けた第三者は、被害者の方々からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うこととされており、被害者の方は、上記資金援助がなされた場合には、同機構等にご相談を頂くことも可能。

(参考 1) 東京電力株式会社の福島原子力補償相談室

電話番号 0120-926-404

受付時間 9:00~21:00

(参考 2) 原子力損害賠償紛争解決センター

文部科学省に置かれ、公平・中立な立場から和解の仲介を行う組織。

(参考 3) 原子力損害賠償支援機構法

(相談及び情報提供等)

第五十三条 機構は、原子力事業者に対する資金援助を行った場合には、当該原子力事業者に係る原子力損害を受けた者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。この場合において、機構は、当該業務を第三者に委託することができる。

(関連問2.) 団体や市町村等を経由せずに、1個人あるいは1法人として東京電力株式会社に請求する場合、その手続はどうなるのか。

(答)

東京電力株式会社では「福島原子力補償相談室」を設置し、損害賠償の請求を受け付けていますので、請求にかかる具体的な手續等は、以下の連絡先にお問い合わせ下さい。

(参考) 東京電力福島原子力補償相談室

電話番号 0120-926-404

受付時間 9:00~21:00

問8. 賠償金の支払手続に備えて、どのような資料を用意すればよいか。

(答)

1. 住民（事業者、農家）の皆様におかれましては、現時点でわかる範囲で被害内容を把握し、東京電力株式会社への損害賠償請求に当たって証拠となりうる書類（ホテルや電車代の領収書、会計帳簿、給料明細等）を可能な限り準備しておいていただければと考えています。
2. なお、これまで、東京電力株式会社による仮払補償金の申請の際には、以下の書類が求められています。

【避難された方々】

- ・申請書類
- ・住民票

【農林漁業関係者】

(農林業)

- ・従業者証明書
- ・農地基本台帳記載事項証明書
- ・耕作証明書
- ・その他 [出荷量・取引額に関する書類等]

(漁業)

- ・従業者証明書
- ・漁業許可証
- ・その他 [漁船登録票・漁獲高に関する書類等]

【中小企業者への仮払補償金】

- ・商業登記簿謄本（法人）又は事業主の住民票（個人）
- ・粗利額を証明する書類
- ・避難区域等において平成23年3月12日時点で事業を営んでいたことを証明する書類等

問9．損害賠償金の額はどのように決まるのか。

(答)

1. 具体的な損害賠償金の額は、指針に示された損害範囲の判断基準や考え方の下で、被害を受けた方毎に異なる個別の事情に応じて、東京電力株式会社との協議によって決まることがあります。
2. 仮に東京電力株式会社との協議で損害額が決まらなかった場合には、国が設置する「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解の仲介により、あるいは、最終的には裁判によって損害額が決まる事になると思われます。

問10. 請求額の1／2の仮払いを受けたが、最終的な賠償金額の確定と精算はいつ行われるのか。

(答)

1. 政府においては、東京電力株式会社に対し、今回の原子力損害賠償支機構法の成立を受けて、中間指針も踏まえながら、速やかに本格的な賠償に移行するよう促していくこととしています。
2. 中間指針の決定を受け、9月中に請求の受付を開始し、10月中の支払開始を目指していくものとしており、これにより、支払われた1／2の仮払い金の精算も併せて行われるものと考えます。

問11. 東京電力が全てを賠償できなかった場合、国は東京電力に代わって賠償するのか。

(答)

1. 今般の原子力損害は、東京電力株式会社が法律上の一義的な賠償責任を持って賠償を実施すべきものであり、国としても、社会的な責任を踏まえて政策的な支援を行うこととしています。
2. この支援に関して、当座必要な予算として、すでに第2次補正予算で2兆円を計上しています。
3. 国としては、東京電力株式会社が迅速かつ適正な賠償を実施できるよう、今後とも引き続き支援をして参りたいと考えています。

問12. 仲介組織はいつできるのか。仲介の申込みにはどのような資料が必要なのか。

(答)

1. 今回の事故の被害者に対しては、一刻も早く、賠償金の支払いが行われることが重要と考えています。一方、今回の事故では、原子力損害賠償に関する多数の紛争が生じることが予想されるため、政府としては、迅速な紛争解決による被害者救済を進めるため、和解の仲介を行う「原子力損害賠償紛争解決センター」を設置しました。
2. 同センターでは、9月1日から和解の仲介の申立ての受付を開始し、和解の仲介に関する相談も適宜行います。詳細についてはセンターにお問い合わせ下さい。
3. なお、申し立てに必要な書類は、文部科学省のホームページからダウンロードできます。

今後、申立様式や記載例については、被災地の県庁、市役所、避難所、弁護士会等にも備えつける予定です。

(参考) 原子力損害賠償紛争解決センターのお問い合わせ先

TEL (※) : 0120-377-155 (平日 10:00~17:00)

※9月1日からのご案内となります

E-mail : chukai@mext.go.jp

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/baisho/1304756.htm

問13. 仲介組織を経由せずに裁判することは可能か。また、仲介の内容が不満であれば裁判することはできるのか。

(答)

1. 本件事故については、政府において「原子力損害賠償紛争解決センター」を設立することを予定しています。
2. 同センターは、被害者と原子力事業者との原子力損害の賠償に関する交渉の中で合意がされない、あるいはされる見込みのない場合に、一方又は双方からの申し立てによって和解の仲介手続を行うものであり、同センターを利用せずに直接民事訴訟を提起することは妨げられません。
3. また、同センターが提示する和解案に法的拘束力は生じず、和解案に不満を有する当事者が民事訴訟を提起することは妨げられません。

(参考) 原子力損害の賠償に関する法律

第十八条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この条において「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。
- 二・三 (略)

問14. 団体が損害賠償請求のとりまとめに要した事務費は賠償対象となるのか。

(答)

1. 団体が損害賠償請求のとりまとめに要した事務費については、中間指針では記載されていません。
2. 但し、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとされています。

＜企業等事業者の方向け＞

①営業損害

問70. 「売上高」を「収益」に、「売上原価」を「費用」にそれぞれ変更したことにより、具体的に何がどのように変わったのか。

(答)

1. 当該記述の変更は、従来の内容をより分かりやすくする観点から行ったものであり、実質的な考え方には変更があったわけではないとされています。
2. 今回、「売上高」を「収益」と変更したことに伴い、いわゆる売上高のほか、事業の実施に伴って得られたであろう交付金等（例えば、農業における戸別所得補償交付金、医療事業における診療報酬等、私立学校における私学助成）がある場合に、これらの交付金等相当分が含まれることが明確にされています。
3. また、「売上原価」を「費用」としたことに伴い、いわゆる売上原価のほか、販売費や一般管理費についても、本件事故により負担を免れていれば、収益分から控除されることも明確にされています。

問71. 実際に発生している損害だけでなく、将来の逸失利益についても損害賠償金の額に算定されるべきではないか。また、逸失利益は何を基準に算定するのか。

(答)

1. 中間指針において、賠償の対象となる減収分については、「本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額(本件事故により負担を免れた費用)を控除した額(以下「逸失利益」という。)」とされているところです(中間指針第3の7)。
2. したがって、逸失利益は請求時における過去分のみとは限らず、請求時から見て将来の逸失利益まで含まれる場合もありますが、いつまでも賠償が認められるものではなく、一定の終期があることには注意が必要と思われます。その具体的な終期については、今後改めて検討することとされています(中間指針第3の7の(備考)7))。
3. 逸失利益の算定に当たっては、例えば過去数年分の売上高との比較に基づく等の方法があると考えられます。
4. 将来発生する損害も、それが確実に発生することが証明されれば、賠償が認められることも考えられますが、現時点において本件事故が収束していない状況で、将来の損害について確定的な判断は難しいと考えられます。
5. いずれにしても、個別の請求毎に算定することが必要です。